

税額控除制度について

社会福祉協議会への寄付金（香典返し等）が税額控除になります。

〔寄付額－2,000円〕×40%＝控除対象額は所得税額の25%を限度とします。

この額が所得税額から控除されます。

確定申告には領収書と本会からの証明書が必要となります。

お問合せ先 26-6070

個人市県民税の寄附金税額控除について

社会福祉協議会への寄附金（香典返し等）が個人市県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

県と市町村の指定により最大で10%の寄附金税額控除の適用を受けることができます。（県：4%、市：6%）

〔寄附額－2,000円〕×10%＝**控除額**（対象となる寄附金額の上限：総所得金額等の30%）

個人市県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出した個人の方が、寄附金を支出した年の翌年3月15日までに所轄の税務署で確定申告を行う必要があります。（確定申告の不要な方が個人市県民税の寄附金控除のみを受けようとする場合は、住所地の市町村の税務主管課にて個人住民税の申告を行う必要があります。）

なお、申告の際は、本会が交付する「**寄附金受領証明書**」等の書類の添付を要しますので、ご注意ください。